

明日につなぐ

少年院のしおり

少年院とは

少年院は、主として、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する、法務省所管の施設です。

少年院では、**在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇**を行うことにより、**改善更生と円滑な社会復帰を図っています。**



個別面接の様子

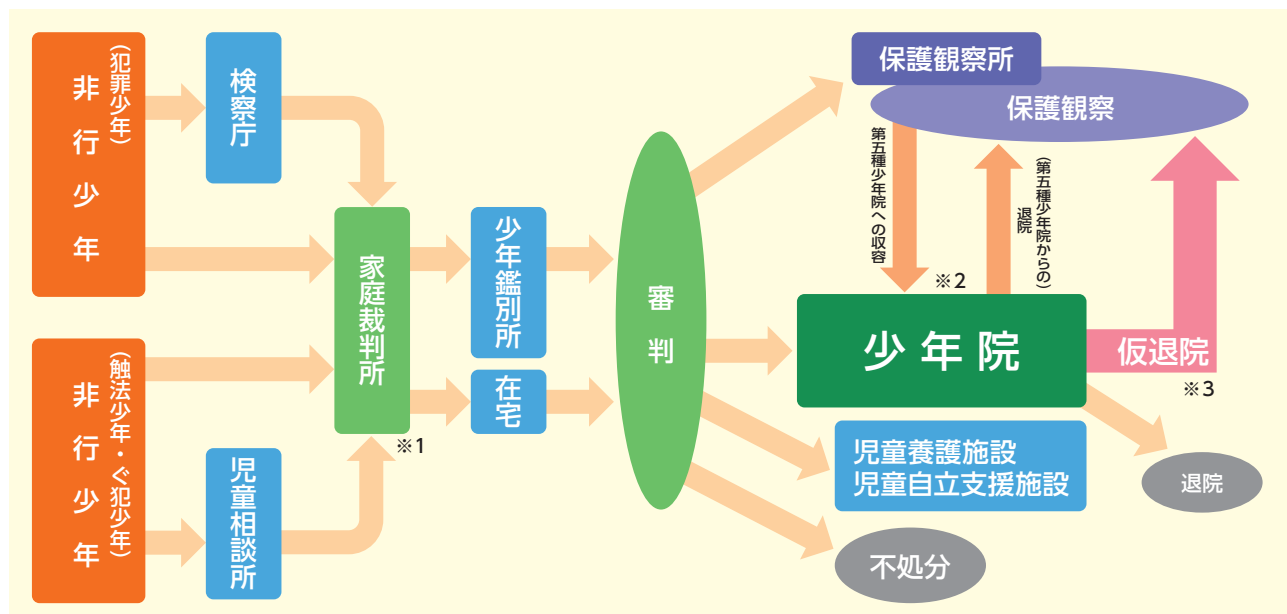


少年院は、**おおむね 12 歳から 20 歳[※]までの少年を収容**しています。また、16 歳未満の受刑者を収容することもあります。

少年院には、**犯罪的傾向の進捗や心身の著しい障害の有無などにより、第 1 種から第 5 種までの種類**があります。

※家庭裁判所の決定などにより、収容を継続することができます。

保護処分の流れ



※1 少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）が令和4年4月1日に施行され、18歳以上の少年も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定します。

※2 特定少年のうち、家庭裁判所の審判において2年の保護観察を言い渡された少年であって、その保護観察期間中、遵守事項を遵守せず、かつ、その程度が重いと認められたとき、保護観察所の長が家庭裁判所に申請し、その決定により、少年院に収容されることがあります。

※3 少年院送致された少年のうち、約99%が仮退院となっています。その後は保護観察を受けることとなります。

矯正教育の計画等

矯正教育課程

矯正教育課程

在院者の共通する特性ごとに重点的に実施する矯正教育の内容や期間を定めた標準的なコースであり、少年院ごとに指定されています。

少年院矯正教育課程

少年院矯正教育課程

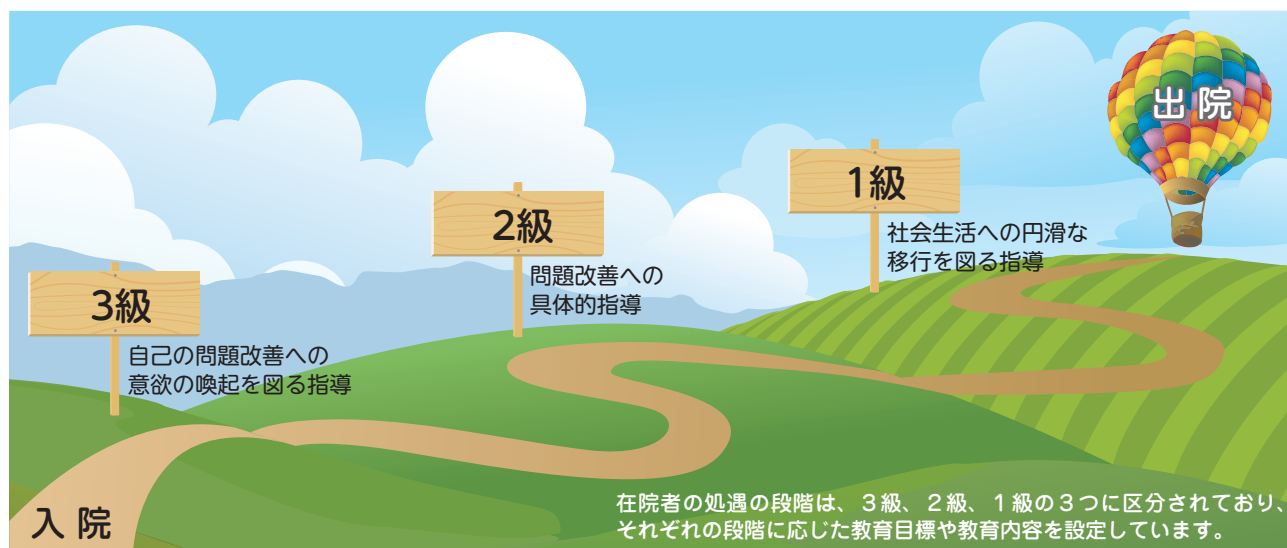
各少年院が指定された矯正教育課程ごとに、施設の立地や地域からの支援などを活かして定めるカリキュラムです。

個人別矯正教育計画

個人別矯正教育計画

在院者一人一人の特性に応じた矯正教育の目標、内容、期間や実施方法を具体的に定めたものであり、この計画に基づき、きめ細かい教育が実施されます。

入院から出院までの流れ



少年院の一日（例）



朝礼



役割活動



外部講師による指導



日記記入

6:30

起床・役割活動

7:40

朝食・自主学習等

8:50

朝礼
（コーラス・体操）

9:00

生活指導、職業指導
教科指導、体育指導
特別活動指導
運動等

12:00

昼食・余暇等

13:00

生活指導、職業指導
教科指導、体育指導
特別活動指導
運動等

17:00

夕食・役割活動

18:00

集団討議
教養講座
個別面接
自主学習
日記記入等

20:00

余暇等
（テレビ視聴等）

21:00

就寝

矯正教育の内容

矯正教育は、在院者の特性に応じ、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を組み合わせで行います。

▶ 生活指導

自立した生活のための基本的な知識や生活態度を身に付けるための指導を行っています。

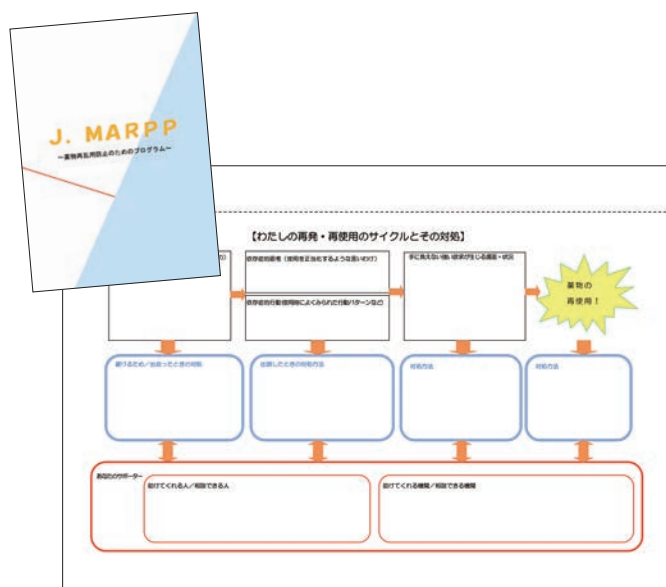


個別面接

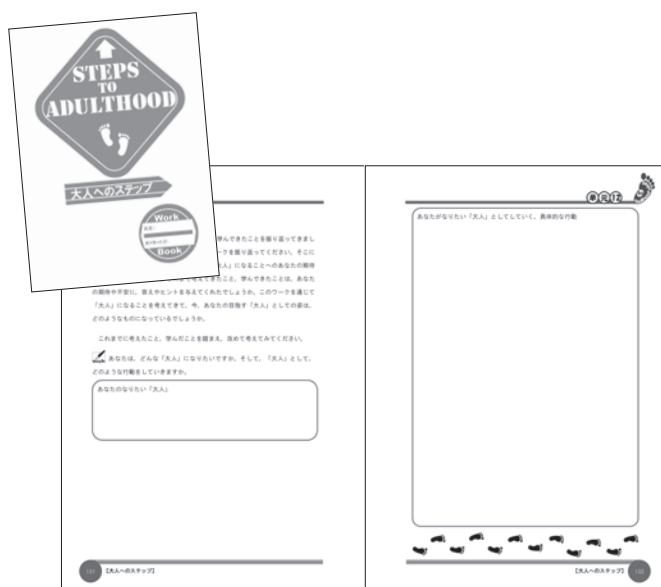


グループワーク

一人一人が抱える問題性の改善に向けた教育の一つとして、各種教育プログラムを実施しています。



薬物非行防止指導用教材から



成年社会参画指導用教材から



治療的指導



被害者の視点を取り入れた教育



藥物非行防止指導

▶ 職業指導

勤労意欲を高め、職業上有用な知識や技能を身に付けるための指導を行っています。



職業生活設計指導科



ICT技術科



資格取得（造園技能士3級）



製品企画科（育てた花を用いたハーバリウムの製作）

▶ 教科指導

義務教育や高等学校への進学等を希望する者に対する指導を行っています。
希望する者には、高等学校卒業程度認定試験を受験する機会があります。



義務教育指導



高等学校卒業程度認定試験受験指導

▶ 体育指導

自立した社会生活を営むための健全な心身を育てることを目的とした指導を行っています。



サッカー



運動会



水泳

▶ 特別活動指導

社会貢献活動や野外活動など、情操を豊かにし、自主性、自律性、協調性を育てるための指導を行っています。



クラブ活動

地域の公園や施設の掃除や、老人ホームにおける介護体験など、社会の一員としての貢献活動を実施しています。

地域の方々の協力を受け、四季折々の催しを行うなど、地域の方々とのおふれあいを大切にしています。



社会貢献活動

社会復帰支援の充実

円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を行うことが難しい者に対し、修学・就業の支援、帰宅先の確保、医療・福祉機関との連携による継続的な支援などを行っています。

▶ 就労支援

キャリアカウンセリング等を通じて、在院者の就労への意欲喚起を行うとともに、将来的に就きたい仕事についてイメージを持たせる教育・支援を行っています。

また、ハローワークとの連携などにより、出院後の就労先の確保に力を入れています。



ハローワーク見学



職業体験

▶ 医療・福祉機関との連携

障害等により、自立が困難な者については、地域生活定着支援センター等と連携の上、スムーズに福祉サービスの利用につなげるとともに、帰住先の確保を行っています。



地域生活定着支援センターとの打合せ

▶ 出院者等からの相談

出院後の進路・交友関係などについて悩みがある**出院者やその保護者等**からの相談に応じています。

▶ 保護者との協力

在院者の円滑な社会復帰のためには、**保護者等との協力関係**が大切です。

職員が在院者と保護者等を交えた面接をしたり、保護者等に教育行事への参加を促すことにより、矯正教育への理解や協力を得るように努めています。



保護者参加型授業



三者による面談



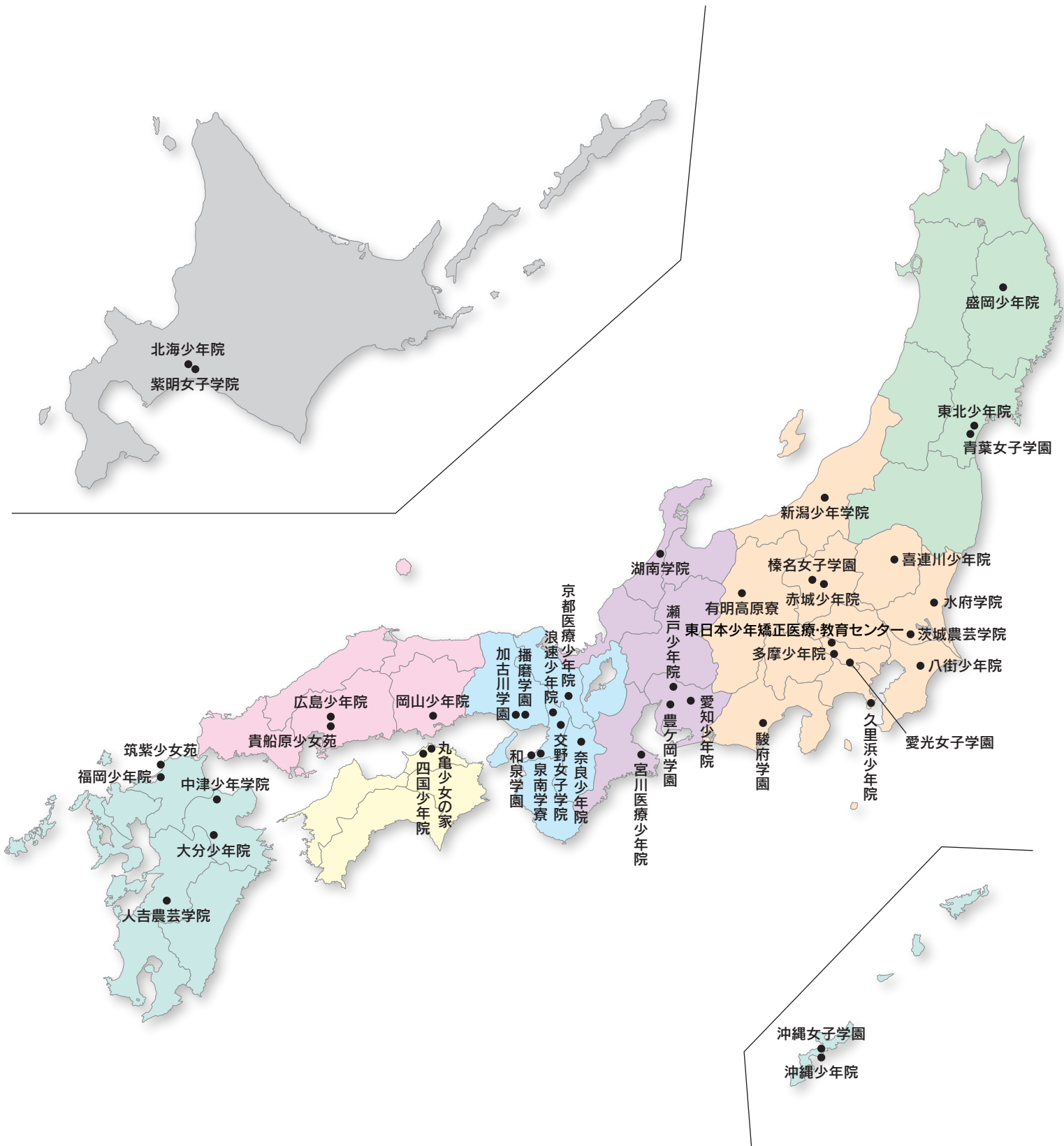
保護者参加型行事

▶ 少年院視察委員会

各少年院には、弁護士、医師等を委員とする「少年院視察委員会」が設置されています。

「少年院視察委員会」は、少年院の視察、在院者との面接、在院者から提出された書面の確認、少年院長からの情報提供などを受けて少年院の運営状況を把握し、意見を述べるすることができます。

全国の少年院一覧



少年院の参観などの希望がありましたら、お近くの少年院にお問い合わせください。

少年院の連絡先については、法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse16-04.html)にてご確認ください。



令和 5 年 4 月作成

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。